

新温泉町文化財保存活用地域計画

令和5年12月

新温泉町教育委員会

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1-1 背景と目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
(1) 法における位置づけ	2
(2) まちづくりの基本理念	2
(3) 上位・関連計画との関係	3
1-3 計画の期間	4
1-4 計画の対象	5
(1) 計画の対象とする文化財	5
(2) 計画の推進主体	5
第 2 章 新温泉町の歴史文化	7
2-1 新温泉町の概要と歴史文化の成り立ち	7
(1) 立地と行政単位	7
(2) 自然環境	10
(3) 社会環境	12
(4) 歴史・文化環境	21
2-2 新温泉町の歴史文化の特徴	57
第 3 章 文化財の保存・活用の目標と方針	61
3-1 目標と基本方針	61
3-2 文化財の保存・活用の現状と課題	66
(1) 文化財の保存・活用のための意識啓発や取組体制の整備	66
(2) 文化財の保存	71
(3) 文化財の活用	79
3-3 文化財の保存・活用の方針	82
第 4 章 新温泉町全域における着実な取組を進めるための措置	85
4-1 町内外のさまざまな主体が“つながる”体制をつくる	86
(1) 「文化財に関わる人の輪を広げる」ための措置	86
(2) 「町民等が中心となって取り組む体制を整える」ための措置	87
(3) 「さまざまな主体の連携の場や仕組みを整える」ための措置	87
4-2 ふるさとの魅力をつくり出す文化財を未来へと確実に“つなぐ”	89
(1) 「文化財の把握や価値の明確化のための調査・研究を継続的に実施する」ための措置	89
(2) 「文化財の次世代の担い手や、保存・活用の中心となる人・団体を育む」ための措置	90
(3) 「文化財の保存の基盤となる制度や仕組みを整え、文化財を適切に保存・管理する」ための措置	91
(4) 「文化財の防災・防犯体制を強化する」ための措置	92
4-3 文化財を“つなぎ”、多くの人々が訪れたい、住みたい、住み続けたいと思う環境をつくる	93
(1) 「個々の文化財がもつ魅力を地域づくりに活かす」ための措置	93
(2) 「文化財で町内各地域をつなぎ魅力的な観光を推進する」ための措置	93
(3) 「認定・選定などの価値づけを積極的に活かす」ための措置	95

第5章 重点を絞った戦略的な取組を進めるための措置	97
5-1 新温泉町の歴史文化を感じられるまちの構造（中長期ビジョン）	97
5-2 関連文化財群	101
(1) 「海のみち」の関連文化財群 「日本海が育んだ絶景と営み」に係る関連文化財群	102
(2) 「浜のみち」の関連文化財群 「複雑な自然地形に拓かれた各時代の道と交流」に係る関連文化財群	104
(3) 「山のみち」の関連文化財群 「山陰道と温泉が支えた地域の発展と豊かな民俗」に係る関連文化財群	106
(4) 「谷のみち」の関連文化財群	108
5-3 文化財保存活用区域	109
(1) 文化財保存活用区域の設定	109
(2) 「海・浜と山をつなぐ歴史文化軸」における文化財の保存・活用	110
第6章 文化財の防災・防犯体制の強化	113
6-1 文化財の防災	113
(1) 災害史	113
(2) 文化財の防災に関する課題	118
(3) 文化財の防災に関する方針	120
6-2 文化財の防犯	127
(1) これまでの文化財の盗難・き損等の被害	127
(2) 文化財の防犯に関する課題	127
(3) 文化財の防犯に関する方針	127
第7章 計画の推進体制と進行管理	131
7-1 推進体制	131
(1) 行政（新温泉町とその関係機関等）の運営体制	131
(2) 主体間の連携体制	132
7-2 計画の進行管理	138
(1) 進行管理の枠組み	138
(2) 進行管理の方法	139

巻末資料

資料-1 作成の経緯	資料-1
資料-2 関連文化財群に係る文化財一覧	資料-4
(1) 「日本海が育んだ絶景と営み」に係る関連文化財群に係る文化財一覧	資料-4
(2) 「複雑な自然地形に拓かれた各時代の道と交流」に係る関連文化財群に係る文化財一覧	資料-9
(3) 「山陰道と温泉が支えた地域の発展と豊かな民俗」に係る関連文化財群に係る文化財一覧	資料-11
資料-3 自治会長アンケート調査の結果	資料-13

第1章 計画の基本的事項

1-1 背景と目的

北は日本海に面し、南に中国山地が連なる新温泉町は、日本海の形成を物語る壮大な地形・地質の海岸、美しい渓谷や高原、自噴で日本有数の温度や量を誇る温泉など、貴重な自然資源を数多く有しています。一方で、これらの自然は、険しい山道や限られた農耕地、冬季の大量の積雪、地滑りなどの災害のように、暮らしの場としての数々の苦難を与えてきました。

先人たちは、この豊かで厳しい自然とともに生き、因幡（鳥取県）や日本海沿岸地域などとの交流を深める中で、新温泉町固有の文化を育んできました。そして、現在、私たちの身の回りには、麒麟獅子舞や但馬御火浦などの文化財保護法・条例で守られている文化財だけでなく、地域で大切に受け継いでいる祭り・行事、寺社などの古い建物、山や川や田畑、大きな木や鎮守の森、街道・古道や遺跡、地域の伝承や郷土料理など、数多くの文化財が受け継がれています。

しかし、少子高齢化や若者の町外への流出が進む中で、担い手が減少し、次世代に継承することが難しくなっている文化財も見られます。そして、山陰地方でも大都市から遠い立地も関係して、その状況は、今後、ますます深刻になっていくことが予想されています。また、老朽化による補修等の必要な文化財の増加や、これまで経験のないような風水害の増加に伴う文化財の滅失・損壊等の危険度の高まりなど、文化財の保存・継承に係るさまざまな課題が顕在化してきています。

このような状況を打開するため、新温泉町では、鳥取県岩美町、鳥取市、兵庫県豊岡市、香美町、京都府京丹後市と連携して、平成22年（2010）に「山陰海岸ジオパーク」の世界ジオパーク（現ユネスコ世界ジオパーク）の認定を受け、地質資源の保全やジオツーリズム、教育・研究への活用などに取り組んでいます。また、平成26年（2014）に『新温泉町歴史文化遺産活用計画』を策定し、文化財をまちづくりや観光に活かしながら維持・管理し、次世代に伝えていく方針を打ち出しました。そして、同計画に基づくさまざまな取組を進める中で、平成30年（2018）には「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」、令和元年（2019）には「日本海の風が生んだ絶景と秘境―幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」が日本遺産に認定され、平成31年（2019）には「人と牛が共生する美方地域の伝統的但馬牛飼育システム」が日本農業遺産の、令和5年（2023）7月には世界農業遺産の認定を受けるなど、文化財の保存・活用の取組は、一歩ずつ前進しつつあります。しかし、現状では、その取組は一部の地域や文化財に限られています。

新温泉町の文化財は、先人たちの営みを知り、地域の歴史を正しく理解できるものであると同時に、人と人との絆や美しい風景をつくりだして、私たちの日々の暮らしを支えるものとなっており、地域の魅力を高め、次世代の担い手となる子ども達をはじめとした町民の新温泉町に対する誇りや愛着を育む重要な役割を担っています。このように、文化財は過去と現在をつなぎ、地域を未来へとつなぐ手がかりになる「地域の宝もの」であり、すべての町民が力を合わせて守り育てていくことが求められています。そして、文化財を介して町内各地域がつながりながら、文化財の保存・活用の取組を町全域に展開していくこと、さらには町外の人や地域ともつながりながら、その取組をより一層効果的かつ持続的なものとしていくことは、新温泉町が目指すまちづくりの将来像「海・山・温泉 人が輝く夢と温もりの郷」の実現に向けた重要な取組の一つであると言えます。そこで、『新温泉町歴史文化遺産活用計画』に掲げる基本的な考え方を踏襲しつつ、町内外のさまざまな主体が連携して、将来に向けて継続的に文化財の保存・活用に取り組むことができる体制を整え、方針並びに事業計画に基づいて着実に取組を推進していくことを目的とし、『新温泉町文化財保存活用地域計画』を作成します。

1-2 計画の位置づけ

(1) 法における位置づけ

本計画は、文化財保護法（昭和 25 年（1950）法律第 214 号）第 183 条の 3 に基づいて作成する新温泉町における文化財の保存・活用に関する総合的な計画です。

(2) まちづくりの基本理念

新温泉町では、「まちづくりの基本理念」と「町民一人ひとりの自主的行動規範」として、平成 24 年（2012）12 月 25 日に『新温泉町町民憲章』を次のように決めました。

『新温泉町町民憲章』

私たちのまちは、日本海の形成を物語る壮大な山陰海岸、緑の山河、日本有数の温泉など豊かな自然に恵まれ、自然と共生しながら文化を育んできました。

私たちは、先人たちのたゆまぬ努力に学び、恩愛の精神で絆を深め、夢と温もりのあるまちづくりをめざし、この憲章を定めます。

- 一、多くの人と交流し、一人ひとりが大切にされるまちをつくりまします。
- 一、支えあいの輪を広げ、笑顔とやすらぎのあるまちをつくりまします。
- 一、豊かな資源と産業をいかし、人が輝く元気なまちをつくりまします。
- 一、ふるさとを愛し、地域の宝を守り育てるまちをつくりまします。
- 一、みんなで参加・行動し、夢がふくらむまちをつくりまします。

町民憲章を踏まえ、『第 2 次新温泉町総合計画』（平成 29 年（2017）3 月策定、計画期間：平成 29 年度（2017 年度）～令和 8 年度（2026 年度））では、次の「まちづくりの基本理念」を定めています。

『第 2 次新温泉町総合計画』の「まちづくりの基本理念」

(1) 自立と協働の住民主体のまちづくり

住民と行政がお互いを尊重し、共通の目的を持った参画と協働を進め、住民が主役となって、夢がふくらむ未来のまちへの責任を果たし、次世代を育てるまちづくりを進めます。

(2) 自然と歴史・文化を生かした個性あるまちづくり

「地域の宝」としての自然・歴史・文化を認識し、ふるさとを愛し、それらの持つ力を高め、未永く守り育てることのできるまちづくりを進めます。

(3) 子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり

一人ひとりの人権が大切にされ、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、すべての人の助けあいと支えあいにより、「笑顔」があふれ、安らぎを感じるまちづくりを進めます。

(4) 「世代間」、「産業間」、「地域間」、「都市」と連携・交流するまちづくり

世代を超えて地域の一体感を醸成しながら、近隣やより広域的な地域間の連携・交流を進めるとともに、豊かな資源を生かした多彩な産業育成に努め、人が輝く元気なまちづくりを進めます。

これらの「まちづくりの基本理念」は、新温泉町におけるまちづくりの最上位の理念であり、本計画は、これらの基本理念に即して作成し、各種取組を展開していくものとします。

(3) 上位・関連計画との関係

兵庫県では、令和2年（2020）3月に、兵庫県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を示す『兵庫県文化財保存活用大綱』を策定しており、本計画は、県の大綱を踏まえた上で、新温泉町の特徴を活かした文化財の保存・活用を推進していくために作成する計画です。

新温泉町における上位・関連計画との関係は次のように整理できます。

①『第2次新温泉町総合計画』に掲げる将来像を実現するための歴史文化（文化財）に関する計画

『第2次新温泉町総合計画』では、まちづくりの将来像を「海・山・温泉 人が輝く夢と温もりの郷」と掲げ、そのもとに6つのまちづくりの基本方針（政策）を設定しています。

このうち「2 ふるさとを愛する次世代を育て見守るまち」では、「郷土の歴史・文化を後世に継承し、それらをより多くの人たちに伝えるため、その保護・保存・活用に努め、特色ある地域文化の振興を図ります。」と示しており、本計画は、この基本方針に基づく取組を推進するための計画と位置づけられます。

② 教育や農林漁業、商工業、観光、福祉、まちづくりなどとの連携・調整のもとに、各分野における施策を効果的に展開するための計画

教育や農林漁業、商工業、観光、福祉、まちづくりなどの各分野は、本町の歴史文化を基盤として成り立っており、その振興・取組の推進にあたっては歴史文化との連携が不可欠です。

また、同時に歴史文化（文化財）の分野においても、関係する各分野の取組と連携を図ることで、保存・活用の取組の効果をより一層高めることができます。

したがって、本計画は、関係する各分野と相互に連携を図ることで、『第2次新温泉町総合計画』に掲げる「まちの将来像」の実現化に向けた取組を効果的に推進するための計画であるといえます。

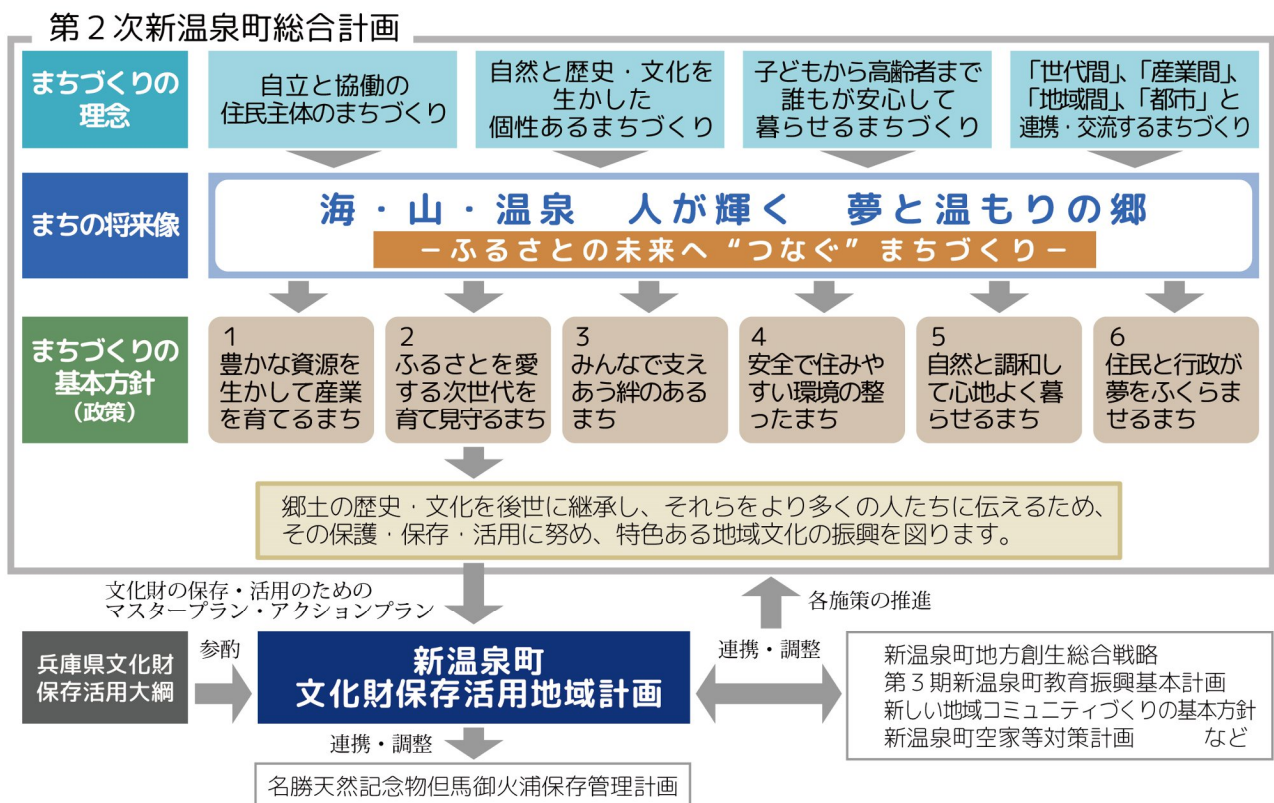


図 1-1 『新温泉町文化財保存活用地域計画』の位置づけ

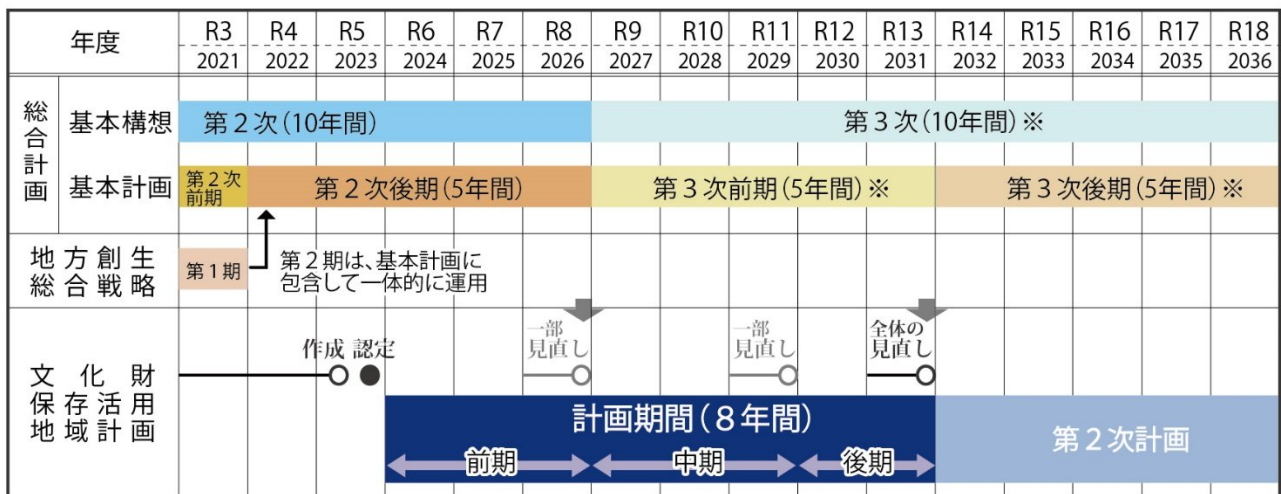
1-3 計画の期間

『第2次新温泉町総合計画』は、基本構想の計画期間を平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）の10年間としています。基本計画の計画期間は、5年間で1期間としており、現在は後期基本計画の計画期間（令和4～8年度（2022～2026年度））にあたります。そして、『新温泉町地方創生総合戦略』は、第1期を前期基本計画の終期とあわせた令和3年度（2021年度）までの期間で実施した上で、令和4年度（2022年度）からの第2期は、基本計画に包含して総合計画との一体的な運用を行っています。

本計画についても、総合計画（地方創生総合戦略を含む）との一体的な推進を図るために、計画期間は令和6年度（2024年度）から令和13年度（2031年度）の8年間とします（図1-2）。計画期間の最終年度にあたる令和13年度（2031年度）には、計画に基づく施策の実施状況並びに効果検証を行い、その結果を反映しながら計画内容を見直し、次期計画を作成します。

なお、第4章及び第5章に定める事業計画は、計画期間を「前期（令和6～8年度（2024～2026年度）」、「中期（令和9～11年度（2027～2029年度）」、「後期（令和12～13年度（2030～2031年度）」に分けて設定しており、計画の着実な実施のために必要な場合には、事業計画の内容の見直しを行うこととします。

また、上記を含めて、次期総合計画との調整や社会情勢等の変化に対応するために計画変更を行う場合で、計画期間の変更、文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更又は計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、文化庁長官による変更の認定を受け、これら以外の軽微な計画変更を行う場合は、兵庫県教育委員会と文化庁に報告します。



※第3次総合計画の計画期間は予定

図1-2 『新温泉町文化財保存活用地域計画』の計画期間

1-4 計画の対象

(1) 計画の対象とする文化財

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（令和5年（2023）3月、文化庁）では、対象とする「文化財」を次のように定めています。

（本指針の対象とする文化財）

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

文化庁の指針を踏まえて、本計画では、6つの類型に属す文化財に加え、埋蔵文化財、文化財の保存技術、国民娯楽などの地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産も、計画の対象とし、それらを包括した用語として

「文化財」を用いることとします。したがって、本計画では、文化財保護法第2条の6つの類型の一部を修正し、表1-1のとおり再整理して文化財を取り扱うこととします。

なお、本計画では、文化財とその周辺環境（文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動など）が一体となって作り出す環境の総体をさす用語として「歴史文化」を用いることとします。

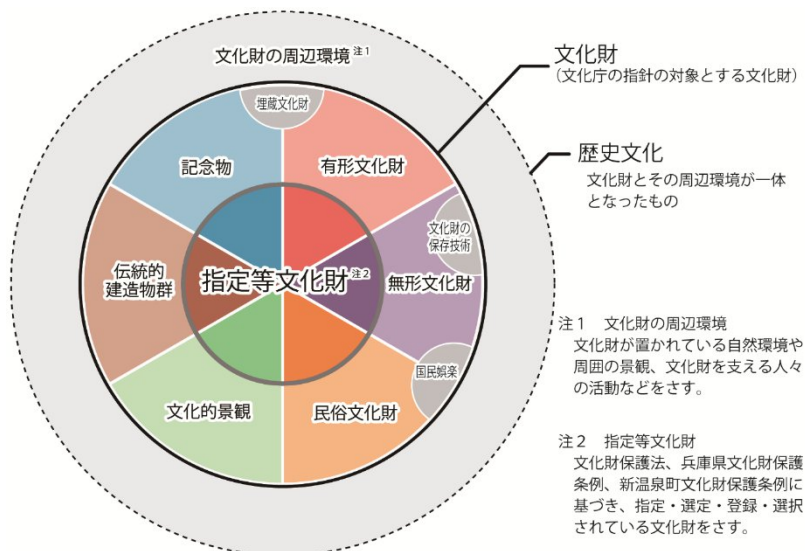


図1-3 本計画で対象とする「文化財」と「歴史文化」

(2) 計画の推進主体

文化財の保存・活用は、地域総がかりで取り組むことが不可欠です。したがって、本計画の推進主体は、「町民等」、「行政」、「専門家」で構成される地域社会全体とし、それぞれ次のとおり定義して用います。

- ・町民等：町民や自治会等の組織、町内の活動団体、町内の民間企業・事業者、町内に通勤・通学する者
- ・行政：新温泉町とその関係機関
- ・専門家：大学・研究機関等の専門家、ヘリテージマネージャー¹⁾、文化財保護審議会等の組織

また、「1-1 背景と目的」に示したように、新温泉町では、町内外のさまざまな主体と連携していくことが特に重要であり、これらの3つの主体を中心に、町外の関係機関（関係する組織・団体や自治体）や町外の人や企業（町出身者、観光客、民間企業等）との連携を図りながら計画を推進していくものとします。

¹⁾ ヘリテージマネージャーとは、地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用し、まちづくりに活かす能力を持った人材です。兵庫県では、平成13年度（2001年度）に兵庫県教育委員会と建築士会が連携して、「兵庫県ヘリテージマネージャー養成講習会」を開講し、令和3年度（2021年度）末現在で、建造物・美術工芸品・名勝・天然記念物・有形民俗・無形民俗・考古学の分野で、合計1,106人がヘリテージマネージャー養成講習会を受講しています。

表 1-1 『新温泉町文化財保存活用地域計画』における文化財の分類・整理の考え方

分類			該当する文化財の例
大分類	中分類	小分類	
有形文化財	建造物	建築物	神社社殿・寺院の堂・惣堂等の建築物、民家建築、公共建築など
		石造物	五輪塔・宝篋印塔などの石塔、石祠など
		工作物・その他の構造物	門・塀などの工作物、石垣・隧道・水路・井手・橋梁などの土木構造物
	美術工芸品	彫刻	仏像、石仏、地藏など
		絵画	絵画、天井画、絵馬など
		工芸品	石碑、石燈籠、鳥居、玉垣、狛犬など
		書跡・典籍	掛軸の書、扁額、経典など
	古文書・歴史資料・考古資料	村文書・寺社文書・家文書などの古文書、棟札・高札・歌集・句集などの歴史資料、遺跡からの出土遺物	
無形文化財	音楽	盆踊り唄、わらべ唄、仕事唄、婚姻唄、郷土歌、校歌など	
	演劇	村芝居など	
	工芸技術	伝統的な工芸技術、文化財の保存技術など	
	その他の無形文化財	地場産業や伝統産業とそれらに係る技術	
民俗文化財	有形の民俗文化財	信仰の場	信仰の場となる寺社や祠、惣堂などの空間・境内地など
		祭具	神輿や獅子頭などの祭礼・行事に用いる道具
		民具	生活用具、農具、酒造用具など
		その他の有形の民俗文化財	力石・井戸・洗い場などの上記以外で地域の生活文化を伝えるもの
	無形の民俗文化財	年中行事・民俗芸能	村の祭り・行事、祭り・行事で奉納する民俗芸能など
		民俗技術	生活や生産のための用具・用品などの製作技術
		食文化	郷土料理、伝統料理、行事食など
民間説話・俗信		地域に伝わる説話・伝承・伝説、俗信など ※民間説話や俗信の対象物・伝承地を含む	
	その他の無形の民俗文化財	国民娯楽など	
記念物	遺跡	散布地・集落跡・生産遺跡	散布地、集落跡、タタラ場などの生産遺跡
		古墳・その他の墓	墳墓、古墳、中世墓など
		城館跡・寺社跡	城跡、神社跡、寺院跡
		街道・古道等	旧街道、村と村を結ぶ古くからの道、林業・鉱業等の産業に用いた道など ※一里塚跡等を含む
		戦争遺跡	台場跡、日清・日露・第二次大戦等に係る遺跡
		その他の遺跡	和船係留跡、地域を代表する偉人等の生家跡やゆかりの地、化石包含地など
	名勝地	山岳・高原・丘陵	山、高原、丘陵、展望地点
		海岸・海浜・島嶼	海岸、海浜、島嶼
		河川・滝・溪谷・湖沼	河川、滝、溪谷、湖沼
		公園・庭園	公園、寺社や民家の庭園
		その他の名勝地	八景などにあげられる複合景観
	動物・植物・地質鉱物	動物	昆虫類、鳥類、貝類、その他無脊椎動物、クモ類、魚類、両生類、哺乳類、それらの棲息地
		植物	巨樹・巨木、社叢、植物種、植物群落
地質鉱物		洞門、甌穴、岩石、温泉など	
文化的景観	生活・生業・風土により形成された景観地	棚田・畑・牧場等の農業景観、港の景観、温泉地の景観など	
伝統的建造物群	宿場町・城下町・農漁村等	集落の家並み・町割など	